

東区地域部会規約

<p>目的</p>	<p>札幌市自立支援協議会東区地域部会（以下「東区部会」という。）は、札幌市自立支援協議会（以下「全体会」という。）の下部組織として、障がい当事者、障がい福祉事業者、行政機関、その他東区内の様々な事業者との連携のもとに、障がい児者を含むすべての東区民が、障がいに関わらず、互いに理解しあいながら共生できる「地域づくり」を行うことを目的とする。</p> <p>※ 障がい児者 → 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等、年齢や、手帳の有無に関わらず、あらゆる障がい児者を指す。</p>
<p>活動内容</p>	<p>1 東区部会は、次の活動を行う。</p> <p>（１） 障がい児者の持っている力を十分に発揮できる環境づくりを目指した活動</p> <p>（２） 障がい児者や家族の生活実態を理解し、必要な社会資源を開発・改善する活動</p> <p>（３） 障がい福祉施策・事業者・機関の周知に関する活動</p> <p>（４） 障がい福祉に係る普及啓発、地域の理解促進に関する活動</p> <p>（５） 障がい福祉関係事業者や関係機関の連携体制構築に関する活動</p> <p>（６） 障がい福祉関係事業者の資質向上を目指した活動</p> <p>（７） 東区の課題を解決するための、札幌市への施策提言</p> <p>（８） その他、目的達成に必要な活動</p> <p>2 東区部会は、障がい福祉以外の機関、事業所、地域住民も含めた柔軟なネットワーク構築に努める。</p>
<p>構成員</p>	<p>1 東区部会委員は、概ね 15 名程度とし、次に掲げるもののうち、東区部会の目的に賛同するもので構成される。</p> <p>（１） 区内に拠点のある障がい福祉サービス事業者 （旧法施設、地域活動支援センター、共同作業所を含む）</p> <p>（２） 区内に拠点があり、障がい福祉に関連する福祉施設または事業者</p> <p>（３） 区を担当地域とする相談支援事業者</p> <p>（４） 区内に居住する障がい当事者または区内で活動する障がい者団体</p> <p>（５） 区保健福祉部保健福祉課</p> <p>（６） 区社会福祉協議会</p> <p>（７） その他、障がい福祉の向上に関心のある者で委員が適当と認める者</p> <p>2 就任及び退任については、部会委員の総意により決定する。</p> <p>3 障がい児者や家族を含む関係者を臨時で参加させることができる。</p>
<p>庶務</p>	<p>1 会議の議事進行については、相談支援事業者が行うこととする。</p> <p>2 東区部会の庶務は、区保健福祉課及び区社会福祉協議会が行うこととする。</p>
<p>全体会への報告</p>	<p>東区部会の活動内容については、定期的に全体会へ報告するものとする。</p>